

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	名護市 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名護市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県名護市長

公表日

令和6年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>名護市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定められた市町村長が行う予防接種業務を行うため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ特措法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種対象者の選定 2. 予診票発行 3. 予防接種台帳の作成及び接種理例の管理 4. 照会申請による予防接種履歴の確認、証明書の交付 5. 健康被害救済に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、庁内連携システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第一 10項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) <p>・行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号)(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、別表第1 93の2</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用法に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の事務(別表第二における情報提供の根拠) 項番 16の2、16の3、115の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2(別表第二における情報照会の根拠) 項番 16の2、17、18、19、115の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名護市 市民部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	名護市市民部健康増進課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	名護市市民部健康増進課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るお横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、健康管理に関する事務では、上記の他、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策が十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合も含む。)のパスワード等による保護	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員も含む。)等に対して、研修を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115の2項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115の2の項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115の2項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 	事後	
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月22日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>名護市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定められた市町村長が行う予防接種業務を行うため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種対象者の選定 2. 予診票発行 3. 予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) 4. 照会申請による予防接種履歴の確認 5. 健康被害救済に関する事務 	<p>名護市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定められた市町村長が行う予防接種業務を行うため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ特措法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種対象者の選定 2. 予診票発行 3. 予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) 4. 照会申請による予防接種履歴の確認 5. 健康被害救済に関する事務 <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事後	
令和4年6月22日	I 5. 評価実施期間における担当部署	<ol style="list-style-type: none"> ①名護市市民部健康増進課 ②健康増進課長 	<ol style="list-style-type: none"> ①名護市市民部新型コロナ感染症予防対策室 ②新型コロナ感染症予防対策室長 	事後	
令和4年6月22日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	<p>名護市市民部健康増進課 沖縄県名護市港二丁目1番1号 0980-53-1212(内線155)</p>	<p>名護市市民部新型コロナ感染症予防対策室 沖縄県名護市港二丁目1番1号 0980-53-5443</p>	事後	
令和4年6月22日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	<p>名護市市民部健康増進課 沖縄県名護市港二丁目1番1号 0980-53-1212(内線155)</p>	<p>名護市市民部新型コロナ感染症予防対策室 沖縄県名護市港二丁目1番1号 0980-53-5443</p>	事後	
令和4年6月22日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康かるてシステム	健康管理システム	事後	